

○浜田市指定ごみ袋等取扱要綱

平成17年10月1日

告示第38号

改正 平成21年3月24日告示第42号 平成25年12月27日告示第198号

平成27年1月9日告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、浜田市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例（平成17年浜田市条例第157号）別表に規定する指定ごみ袋及び粗大ごみシール（以下「ごみ袋等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(取扱店等の指定)

第2条 市長は、ごみ袋等の取扱いを、市長が指定する事業者（市税の滞納がないものに限る。）又は町内会等（以下「取扱店等」という。）にさせることができるものとする。

(指定の申請)

第3条 前条に規定する指定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、事業者にあつては指定ごみ袋等取扱店指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町内会等にあつては指定ごみ袋等取扱指定申請書（様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 店舗の位置図
- (2) 市税完納証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(平21告示42・一部改正)

(指定決定等)

第4条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに指定の可否を決定し、指定ごみ袋等取扱店指定決定（却下）通知書（様式第3号）又は指定ごみ袋等取扱指定決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(指定証)

第5条 市長は、指定ごみ袋等取扱店の指定をしたときは、指定ごみ袋等取扱店指定証（様式第5号。以下「指定証」という。）を交付するものとする。

2 指定証の交付を受けたもの（以下「取扱店」という。）は、市民の見やすいところにこれを掲げなければならない。

(ごみ袋等の取扱い)

第6条 取扱店は、一般の需要を満たすに足りる数量のごみ袋等を常備しなければならない。

2 取扱店等は、ごみ袋等の引渡しを受けようとするときは、指定ごみ袋等注文書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（ごみ処理手数料の納入及びその滞納に対する措置）

第7条 取扱店等は、ごみ袋等の引渡しを受けたときは、市からの請求があった日から30日以内に、ごみ処理手数料を納入しなければならない。

2 市長は、取扱店等が前項に規定する納入期限内にごみ処理手数料を納入しないときは、当該取扱店等がごみ処理手数料を納入するまでの間、当該取扱店等に対してごみ袋等の引渡しを行わないことができる。

（平21告示42・平27告示2・一部改正）

（取扱手数料）

第8条 市長は、前条のごみ処理手数料が納入されたときは、取扱店等に別表に掲げる取扱手数料を交付するものとする。

（指示等）

第9条 市長は、必要があると認めたときは、取扱店等に対してごみ袋等の取扱方法等について指示し、又は報告を求めることができる。

（取扱業務の辞退）

第10条 取扱店等は、ごみ袋等の取扱いを終了しようとするときは、特別な事情がある場合を除き、60日前までに指定ごみ袋等取扱（店）辞退届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第11条 市長は、取扱店等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) ごみ袋等の取扱いに必要な資力又は信用を失ったとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 第9条の規定による指示又は報告の求めに応じなかったとき。
- (4) その他取扱店等として市長が不相当と認めたとき。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 第2条の規定による取扱店等の指定及びこれに関し必要なその他の行為並びに第6条第2項の規定による指定ごみ袋等の注文は、この告示の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日の前日までに、暫定施行の浜田市指定ごみ袋等取扱要綱（平成16年浜田市告示第5号）の規定によりなされた取扱店等の指定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年3月24日告示第42号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示による改正後の浜田市指定ごみ袋等取扱要綱（以下「新告示」という。）第6条第2項の規定によるごみ袋等の注文は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新告示の規定は、施行日以後に引渡しされるごみ袋等に係るごみ処理手数料及び取扱手数料について適用し、施行日前に引渡しされるごみ袋等に係るごみ処理手数料及び取扱手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月27日告示第198号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月9日告示第2号）

この告示は、平成27年1月9日から施行する。

別表（第8条関係）

(平21告示42・全改、平25告示198・一部改正)

種類			手数料
可燃	家庭用	大（緑） 10袋 432円	20円
		中（緑） 10袋 324円	20円
		小（緑） 10袋 216円	20円
	事業所用	大（黄） 10袋 864円	20円
不燃	家庭用	大（青） 10袋 432円	20円
		中（青） 10袋 324円	20円
		小（青） 10袋 216円	20円
		極小（青） 10袋 108円	20円

	事業所用	大（桃） 10袋 864円	20円
資源	家庭用	ペット・プラ用	20円
		大（水色） 10袋 216円	
		中（水色） 10袋 161円	20円
		缶用	20円
		大（灰） 10袋 216円	
		中（灰） 10袋 161円	20円
		びん用	20円
	中（橙） 10袋 161円		
		小（橙） 10袋 108円	20円
	事業所用	大（茶） 10袋 432円	20円
粗大ごみ	家庭用	250円シール	2円

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
氏名 (名称及び代表者) ㊟

指定ごみ袋等取扱店指定申請書

浜田市指定ごみ袋及び粗大ごみシールの取扱いを行いたいので、浜田市指定ごみ袋等取扱要綱第3条の規定により次のとおり申請します。

事業所	名称			
	所在地			
	電話番号		FAX番号	
店舗	名称			
	所在地			
	電話番号		FAX番号	
店舗	名称			
	所在地			
	電話番号		FAX番号	
店舗	名称			
	所在地			
	電話番号		FAX番号	

- ・ 事業所名と店舗名が同一の場合は、事業所名だけ記入してください。
- ・ 店舗が3店舗を超える場合は、この用紙をコピーして使用してください。
- ・ 店舗名称の変更等、申請内容に変更があった場合はその都度申請してください。

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

浜田市長 様

申請者 町内会等名

住所

氏名



指定ごみ袋等取扱指定申請書

浜田市指定ごみ袋及び粗大ごみシールの取扱いを行いたいので、浜田市指定ごみ袋等取扱要綱第3条の規定により申請します。

様式第3号(第4条関係)

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



指定ごみ袋等取扱店指定決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました浜田市指定ごみ袋及び粗大ごみシールの取扱いについては、取扱店に指定することを決定(却下)しましたので、浜田市指定ごみ袋等取扱要綱第4条の規定により通知します。

【取扱いの条件】

- 1 取扱店は、一般の需要を満たすに足りるごみ袋等を常備すること。
- 2 取扱店は、市からの請求に基づき、30日以内にごみ処理手数料を納入すること。
- 3 取扱店は、ごみ袋等の廉価販売をしないこと。
- 4 取扱店は、市からごみ袋等の取扱方法その他に関して指示又は報告を求められたときは、速やかに従うこと。
- 5 取扱店は、ごみ袋の販売に関する業務を辞退するときは、60日前までに浜田市指定ごみ袋等取扱店辞退届出書を提出すること。

(却下理由)

様式第4号(第4条関係)

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



指定ごみ袋等取扱指定決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました浜田市指定ごみ袋及び粗大ごみシールの取扱いについては、取扱町内会等に指定することを決定(却下)しましたので、浜田市指定ごみ袋等取扱要綱第4条の規定により通知します。

【注意事項】

- 1 取扱町内会等は、市からの請求に基づき、30日以内にごみ処理手数料を納入してください。
- 2 取扱町内会等は、ごみ袋等の廉価販売をしないでください。
- 3 取扱町内会等は、市からごみ袋等の取扱方法その他に関して指示又は報告を求められたときは、速やかに従ってください。
- 4 取扱町内会等は、ごみ袋の販売に関する業務を辞退するときは、60日前までに浜田市指定ごみ袋等取扱辞退届出書を提出してください。

(却下理由)

様式第5号(第5条関係)



浜田市

指 定 ご み 袋
粗大ごみシール

取 扱 店

様式第6号(第6条関係)

指定ごみ袋等注文書

種類		単 価		注文数量	金 額
可 燃	家 庭 用	大(緑)	10袋 432円	10袋入×	
		中(緑)	10袋 324円	10袋入×	
		小(緑)	10袋 216円	10袋入×	
	事 業 所 用	大(黄)	10袋 864円	10袋入×	
不 燃	家 庭 用	大(青)	10袋 432円	10袋入×	
		中(青)	10袋 324円	10袋入×	
		小(青)	10袋 216円	10袋入×	
		極小(青)	10袋 108円	10袋入×	
	事 業 所 用	大(桃)	10袋 864円	10袋入×	
資 源	家 庭 用	ペット・プラ用		10袋入×	
		大(水色)	10袋 216円	10袋入×	
		中(水色)	10袋 161円	10袋入×	
		缶用		10袋入×	
		大(灰)	10袋 216円	10袋入×	
		中(灰)	10袋 161円	10袋入×	
		びん用		10袋入×	
	中(橙)	10袋 161円	10袋入×		
	小(橙)	10袋 108円	10袋入×		
	事 業 所 用	大(茶)	10袋 432円	10袋入×	
粗大ごみ	家 庭 用	250円シール		1枚×	
合 計					

浜田市指定ごみ袋及び粗大ごみシールを上記のとおり注文します。

浜田市長 様

取扱店等(町内会等名)

住所

氏名(名称及び代表者) ㊞

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

浜田市長 様

取扱店等(町内会等名)

住所

氏名 (名称及び代表者) ㊟

指定ごみ袋等取扱(店)辞退届出書

浜田市指定ごみ袋及び粗大ごみシールの取扱いを辞退したいので、浜田市指定ごみ袋等取扱要綱第10条の規定により届け出ます。